

検討して頂きたい事項（依頼）

NPO 法人ポプラの会
副会長 大堀尚美

日頃、委員、長野県保健福祉部の皆様には精神保健福祉の推進にご理解、ご支援、ご尽力を賜り心より御礼申し上げます。

下記の事項につき、当事者会として意見・要望を述べさせていただきます。

1、障害年金について

障害年金により、日常生活を行える精神障害者なので、「日常生活を送れる」とか、「就労している」という内容の括りではなく、外に見えない障害による生活のしづらさにもご理解頂きたいと思えます。

厚生労働省の「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域格差に関する専門家検討会」の平成 27 年 10 月 15 日の議事録をみても、精神障害者の生活のしづらさ、不安定さ、障害特性が理解されにくいと感じました。

平成 27 年 12 月 10 日には、国立精神医療施設長会議などでつくる精神科七者懇談会でも、「精神障害に係る障害年金認定についての申し入れ書」を厚生労働省に提出しました。

その中で、障害等級が「等級判定の目安」に忠実に判定された場合に、例えば「障害基礎年金 2 級受給者が前回と同じ内容の障害年金診断書を提出しようとする」と、3 級や非該当と判定されて障害基礎年金が受給できなくなるケールが増える恐れがあるなどと指摘しています。実際に周りにそういうケースも出てきています。

ですので当事者は、今回の年金問題に関して、かなり強い危惧感をもっています。

年金があるので、フルタイムで働けない場合でも生活をしていかれる場合もありますし、精神的、経済的、真端的安定として支えられています。

普段より、体調の良い時だけではなく、体調の不安定な時や生活のしづらさを主治医の先生方にお伝えし、ご理解頂けるようにしないと話しています。

身近な友人も、主治医が変わって間もなく、減額になり、3 級で、就労もしていないので、不服申し立てをしています、かなり体調も悪くなっています。

先生方にも障がいの特性と生活のしづらさをご理解頂けますようお願い申し上げます。

2. 障害者総合支援法見直しに伴う自立支援医療費制度の廃止への懸念

現在、3 年後に障害者総合支援法が見直されており、今まきに見直しの時期です。

社会保障審議会障害者部会報告書（平成 27 年 12 月 14 日）によると、平成 30 年 3 月 31 日までで現在の自立支援医療費制度が廃止されるという報告です。（きょうされんの見解に

よると)「制度について検討します」となっているので、「検討するけれども廃止します」ということになる可能性があるとのことです)

当事者としては年金問題もあり、更に、精神科通院医療費も自己負担(国民保健 3 割)になると、生活を圧迫し、更に、医療を十分に受けられない人も出てくると懸念しています。

精神科医の先生方にも、行政に、この制度を存続してもらえるように働きかけて頂きたいとお願い申し上げます。

3、精神科病棟居住系施設転換問題

平成 26 年 7 月に、厚生労働省は精神科病棟の空き病床を居住系施設(地域移行支援型ホーム)に転換する方針を打ち出しました。

私たちは、入院して適切な医療を受け、退院したら地域で暮らしたいということが願いです。現在、社会的入院をしている人たちが、退院や地域移行という名目で病院の敷地内に暮らし続けるのは、明らかに人権問題だと捉えます。色々苦勞があっても、地域で暮らしたいし、自由は大切です。

厚生労働省の指針発表の直後に、当事者・家族・支援者・地域の皆で「精神障がい者も病院ではなく地域で暮らしたい信州ネットワーク」を組織し、署名・陳情・請願を行いました。10 月には、全国で初めて、県議会で全会一致で採択され、国に意見書も提出して下さったことに、深く感謝申し上げます。

長野市でも、国の条例を見送ったということで、当事者の願いが反映されたことと感謝しております。

今後も、地域移行推進を推進することに予算が使われることを望みます。

4. 地域移行に当事者を

地域移行に当事者・アサポーターを「活用して」頂きたいとお願いいたします。

地域移行にも、当事者として、何らかのお役に立てればと願っております。

現在、長野県障がい者支え合い支援事業があり、県の当事者会連合会の長野県ピアサポーターネットワークが受託しています。

普及啓発と、長期入院者の個別支援を行う目的です。支援員と共に、当事者が当事者を支援出来る事業です。